

令和 6 年

第 7 回

石川町議会定例会提出議案書

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

第7回石川町議会定例会提出議案

議案第65号	石川町行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に 関する条例の一部を改正する条例	……	1
議案第66号	石川町議会議員の議員報酬、期末手当 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	……	6
議案第67号	石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	……	8
議案第68号	石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	……	10
議案第69号	石川町会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	……	18
議案第70号	石川町営住宅等条例の一部を改正する条例	……………	23
議案第71号	石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例	……	28
議案第72号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度石川町一般会計補正予算(第4号))	……………	36
議案第73号	令和6年度石川町一般会計補正予算(第5号)	……………	36
議案第74号	令和6年度石川町国民健康保険 特別会計補正予算(第2号)	……	36
議案第75号	令和6年度石川町後期高齢者医療 特別会計補正予算(第2号)	……	37
議案第76号	令和6年度石川町介護保険 特別会計補正予算(第2号)	……	37
議案第77号	令和6年度石川町宅地造成事業 特別会計補正予算(第2号)	……	37
議案第78号	令和6年度石川町水道事業会計補正予算(第2号)	……………	38
議案第79号	路線の町道認定について	……………	39

議案第 6 5 号

石川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

石川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 4 号）の一部を次のよう
に改正する。

現行	改正案
（趣旨） 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項_____に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） （略） （追加） （追加）	（趣旨） 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項及び<u>法第 1 9 条第 1 1 号</u>に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） （略） <u>（5） 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>（6） 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u>

現行	改正案
(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、 _____ _____ <u>町</u>又は石川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 <u>町又は教育委員会は、法別表第2の第2欄</u>に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の<u>第4欄</u>に掲げる特定個人情報であって<u>自ら</u>が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 (追加) (追加) (委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長が別に定める</u>。	(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長</u>又は石川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 <u>別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄</u>に掲げる特定個人情報であって<u>当該機関</u>が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 <u>町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u> 4 <u>第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場面において、他の条例、規則等により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u> (委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で</u>定める。 <u>別表第1</u>

現行	改正案		
	機関	事務	
	1 町長	石川町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年条例第12号）によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
	2 町長	石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年条例第28号）による重度心身障害者の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	
	3 町長	石川町子ども医療費助成に関する規則（昭和58年規則第8号）による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
	4 町長	石川町妊産婦医療費助成に関する規則（令和3年規則第14号）による妊産婦の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
	別表第2		
	機関機関	事務	特定個人情報
	1 町長	石川町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和2

現行	改正案		
			8年法律第245号)、<u>国家公務員共済組合法</u> (昭和33年法律第128号)、<u>国民健康保険法</u> (昭和33年法律第192号)、<u>地方公務員等共済組合法</u> (昭和37年法律第152号) 若しくは<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u> (昭和57年法律第80号) による医療に関する給付の支給又は被保険者等資格に関する情報 (以下「<u>医療保険給付関係等情報</u>」という。) であって規則で定めるもの <u>生活保護法</u> (昭和25年法律第144号) による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報 (以下「<u>生活保護関係情報</u>」という。) であって規則で定めるもの
	2 町長	石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例による重度心身障害者の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの <u>医療保険給付関係情報</u> であって規則で定めるもの <u>生活保護関係情報</u> 又は<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
	3 町長	石川町子ども	地方税関係情報であ

現行	改正案		
		医療費助成に	って規則で定めるも
		関する規則に	の
		よる子どもの	医療保険給付関係情
		医療費の助成	報であって規則で定
		に関する事務	めるもの
	4 町長	であって規則	生活保護関係情報で
		で定めるもの	あって規則で定める
			もの
		石川町妊産婦	医療保険給付関係情
		医療費助成に	報であって規則で定
		関する規則に	めるもの
		よる妊産婦の	生活保護関係情報で
		医療費の助成	あって規則で定める
		に関する事務	もの
		であって規則	
		で定めるもの	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、地方単独公費の申請時に関連する部分について改正を行うため。

議案第 66 号

石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和 51 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 5 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及びその額に 100 分の 15 を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に_____100 分の 167.5_____ _____を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略）	第 5 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及びその額に 100 分の 15 を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、 <u>6 月に支給する場合においては 100 分の 167.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略）

第 2 条 石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 5 条 （略）	第 5 条 （略）

現行	改正案
2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づく、一般職員の給与改定に準じて所要の改正を行うため。

議案第 6 7 号

石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 石川町長等の給与に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
（期末手当） 第 7 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料の月額と、その額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額との合計額に_____1 0 0 分の 1 6 7 . 5 _____を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略）	（期末手当） 第 7 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料の月額と、その額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額との合計額に、<u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 6 7 . 5 、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 7 . 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略）

第 2 条 石川町長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
（期末手当） 第 7 条 （略）	（期末手当） 第 7 条 （略）

現行	改正案
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料の月額と、その額に100分の15を乗じて得た額との合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料の月額と、その額に100分の15を乗じて得た額との合計額に<u>100分の172.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川町長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石川町長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づく、一般職員の給与改定に準じて所要の改正を行うため。

議案第 6 8 号

石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 石川町職員の給与に関する条例（昭和 4 1 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
（期末手当） 第 2 1 条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____ 1 0 0 分の 1 2 2 . 5 _____ を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 8 . 7 5」_____ とする。 4 ～ 7 （略） （勤勉手当） 第 2 2 条 （略）	（期末手当） 第 2 1 条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 8 . 7 5」、<u>「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」</u>とあるのは「1 0 0 分の 7 1 . 2 5」とする。 4 ～ 7 （略） （勤勉手当） 第 2 2 条 （略）

現行	改正案
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に_____100分の100_____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の48.75_____を乗じて得た額の総額 3～6 (略)	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の110</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～6 (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

(別 紙)

第2条 石川町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合において</u>	(期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>

現行	改正案
は<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。	_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」 _____とする。
4～7 (略)	4～7 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第22条 (略)	第22条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の110</u>を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の105</u> _____を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の48.</u>	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>

現行	改正案
<u>75、12月に支給する場合には</u> <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の 総額 3～6 (略)	_____ _____を乗じて得た額の総 額 3～6 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石川町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町長への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

別表第1（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	186,700	234,000	265,400	292,200	315,400	342,200
	2	187,800	235,500	266,400	294,100	317,200	344,200
	3	189,000	237,000	267,500	295,600	319,000	346,000
	4	190,100	238,400	268,600	297,000	320,700	347,900
	5	191,300	239,900	269,700	298,600	322,200	349,600
	6	193,100	241,400	270,700	300,300	323,800	351,400
	7	194,700	242,900	271,700	301,900	325,300	353,100
	8	196,300	244,400	272,800	303,100	326,700	354,800
	9	198,000	245,800	273,900	304,300	328,200	356,600
	10	200,100	247,200	274,900	305,800	330,000	358,300
	11	201,700	248,600	275,900	307,500	331,900	360,000
	12	203,300	250,000	276,900	309,000	333,600	361,600
	13	204,800	251,200	277,900	310,400	335,300	363,300
	14	206,400	252,400	279,100	311,700	337,000	365,000
	15	207,900	253,600	280,100	313,000	338,700	366,700
	16	209,500	254,800	281,400	314,200	340,500	368,500
	17	210,900	255,800	282,400	315,500	342,300	370,300
	18	212,600	256,900	283,800	317,200	344,100	372,100
	19	214,000	258,000	285,000	318,900	345,900	373,800
	20	215,800	259,100	286,200	320,600	347,600	375,500
	21	217,500	260,200	287,400	322,100	349,300	376,800
	22	219,100	261,200	288,800	323,700	350,900	378,500
	23	220,900	262,300	290,200	325,400	352,600	380,000
	24	222,800	263,200	291,500	327,000	354,100	381,600
	25	224,600	264,400	292,500	328,600	355,700	383,500
	26	226,200	265,600	293,600	330,300	357,500	385,500
	27	227,800	266,700	295,100	332,000	359,200	387,400
	28	229,100	267,700	296,500	333,800	360,900	389,300
	29	230,300	268,500	298,000	335,400	362,100	391,000
	30	230,800	269,400	299,000	337,200	363,600	392,800
	31	232,000	270,400	300,100	338,900	365,100	394,500
	32	233,200	271,300	301,400	340,500	366,600	396,300
	33	234,400	272,200	302,900	342,100	368,400	397,800
	34	235,600	273,200	304,200	344,000	370,200	399,200
	35	236,800	274,100	305,300	345,900	371,900	400,600
	36	237,600	274,900	306,400	347,500	373,800	402,000

37	238,500	275,500	307,700	348,700	375,300	403,600
38	239,500	276,100	309,100	350,400	376,600	404,800
39	240,500	276,800	310,400	352,100	377,800	406,100
40	241,400	277,500	311,700	353,800	379,200	407,200
41	242,600	278,300	313,200	355,700	380,300	408,100
42	243,700	279,200	314,600	357,500	381,300	409,300
43	244,600	280,100	316,100	359,400	382,300	410,400
44	245,400	280,800	317,500	361,100	383,400	411,500
45	246,100	281,400	318,800	362,700	384,400	412,300
46	246,700	282,200	320,300	364,200	385,200	413,000
47	247,300	283,100	321,700	365,600	386,100	413,700
48	248,100	283,800	322,800	367,000	386,900	414,300
49	249,000	284,500	324,000	368,400	387,800	414,900
50	249,500	285,400	325,300	369,300	388,600	415,500
51	250,000	286,100	326,700	370,200	389,300	416,100
52	250,500	286,900	328,100	371,200	390,100	416,700
53	251,000	287,700	329,100	372,200	390,800	417,100
54	251,500	288,400	330,300	373,300	391,500	417,300
55	252,000	289,200	331,500	374,400	392,200	417,600
56	252,400	289,800	332,800	375,300	392,900	417,900
57	252,900	290,700	334,200	376,200	393,500	418,100
58	253,400	291,400	335,300	376,900	394,000	418,500
59	253,700	292,300	336,400	377,600	394,600	418,800
60	254,000	292,700	337,600	378,200	395,300	419,000
61	254,300	293,300	338,500	378,500	395,800	419,200
62	254,600	294,000	339,300	379,100	396,300	419,400
63	254,900	294,600	340,000	379,800	396,900	419,700
64	255,200	295,500	340,800	380,500	397,400	420,000
65	255,500	296,200	341,500	381,000	397,800	420,200
66	255,800	296,700	341,900	381,700	398,500	420,500
67	256,100	297,300	342,700	382,400	399,100	420,700
68	256,400	297,700	343,400	382,900	399,600	421,000
69	256,700	298,100	344,000	383,400	399,900	421,300
70	257,000	298,600	344,700	383,900	400,400	421,600
71	257,300	299,200	345,400	384,400	401,100	421,900
72	257,600	299,900	346,000	385,000	401,600	422,100
73	257,900	300,500	346,600	385,500	401,900	422,300
74	258,200	301,000	347,200	386,100	402,400	422,500
75	258,500	301,400	347,800	386,800	402,700	422,800

76	258,800	301,700	348,300	387,400	403,100	423,000
77	259,100	301,900	348,600	387,900	403,400	423,200
78	259,400	302,300	349,100	388,400	403,700	423,700
79	259,700	302,700	349,600	389,000	404,000	424,200
80	260,000	302,900	350,000	389,500	404,200	424,700
81	260,300	303,100	350,400	390,000	404,400	425,100
82	260,600	303,400	350,900	390,600	404,800	425,400
83	260,900	303,600	351,400	391,000	405,100	426,000
84	261,200	303,800	351,900	391,400	405,300	426,700
85	261,500	304,100	352,300	391,800	405,500	427,200
86	261,800	304,400	352,700	392,300	406,100	427,500
87	262,100	304,700	353,100	392,700	406,800	428,100
88	262,400	305,000	353,500	393,000	407,500	428,800
89	262,700	305,200	353,800	393,500	407,900	429,200
90	263,000	305,500	354,300	394,100	408,400	
91	263,300	305,800	354,700	394,600	408,800	
92	263,600	306,100	355,100	395,000	409,400	
93	263,900	306,300	355,300	395,200	409,900	
94		306,600	355,700	395,500	410,400	
95		307,000	356,000	395,900	410,800	
96		307,400	356,400	396,300	4 1 1 4 0 0	
97		307,600	356,700	396,600	411,900	
98		307,900	357,000	397,100		
99		308,200	357,300	397,500		
100		308,600	357,700	397,900		
101		308,800	358,100	398,200		
102		309,100	358,500	398,700		
103		309,500	358,900	399,100		
104		309,800	359,200	399,500		
105		310,000	359,700	399,800		
106		310,300	360,100			
107		310,700	360,500			
108		311,000	360,900			
109		311,200	361,300			
110		311,600	361,600			
111		312,000	362,000			
112		312,300	362,300			

	113		312,500	362,800			
	114		312,900				
	115		313,100				
	116		313,500				
	117		313,700				
	118		313,900				
	119		314,200				
	120		314,400				
	121		314,700				
	122		315,000				
	123		315,300				
	124		315,600				
	125		315,900				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		196,100	224,400	265,900	286,100	301,700	327,800

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づき所要の改正を行うため。

議案第 69 号

石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 28
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	186,700	234,000
2	187,800	235,500
3	189,000	237,000
4	190,100	238,400
5	191,300	239,900
6	193,100	241,400
7	194,700	242,900
8	196,300	244,400
9	198,000	245,800
10	200,100	247,200
11	201,700	248,600
12	203,300	250,000

13	204, 800	251, 200
14	206, 400	252, 400
15	207, 900	253, 600
16	209, 500	254, 800
17	210, 900	255, 800
18	212, 600	256, 900
19	214, 000	258, 000
20	215, 800	259, 100
21	217, 500	260, 200
22	219, 100	261, 200
23	220, 900	262, 300
24	222, 800	263, 200
25	224, 600	264, 400
26	226, 200	265, 600
27	227, 800	266, 700
28	229, 100	267, 700
29	230, 300	268, 500
30	230, 800	269, 400
31	232, 000	270, 400
32	233, 200	271, 300
33	234, 400	272, 200
34	235, 600	273, 200
35	236, 800	274, 100
36	237, 600	274, 900
37	238, 500	275, 500
38	239, 500	276, 100
39	240, 500	276, 800
40	241, 400	277, 500
41	242, 600	278, 300
42	243, 700	279, 200
43	244, 600	280, 100
44	245, 400	280, 800
45	246, 100	281, 400
46	246, 700	282, 200
47	247, 300	283, 100
48	248, 100	283, 800

49	249, 000	284, 500
50	249, 500	285, 400
51	250, 000	286, 100
52	250, 500	286, 900
53	251, 000	287, 700
54	251, 500	288, 400
55	252, 000	289, 200
56	252, 400	289, 800
57	252, 900	290, 700
58	253, 400	291, 400
59	253, 700	292, 300
60	254, 000	292, 700
61	254, 300	293, 300
62	254, 600	294, 000
63	254, 900	294, 600
64	255, 200	295, 500
65	255, 500	296, 200
66	255, 800	296, 700
67	256, 100	297, 300
68	256, 400	297, 700
69	256, 700	298, 100
70	257, 000	298, 600
71	257, 300	299, 200
72	257, 600	299, 900
73	257, 900	300, 500
74	258, 200	301, 000
75	258, 500	301, 400
76	258, 800	301, 700
77	259, 100	301, 900
78	259, 400	302, 300
79	259, 700	302, 700
80	260, 000	302, 900
81	260, 300	303, 100
82	260, 600	303, 400
83	260, 900	303, 600

84	261, 200	303, 800
85	261, 500	304, 100
86	261, 800	304, 400
87	262, 100	304, 700
88	262, 400	305, 000
89	262, 700	305, 200
90	263, 000	305, 500
91	263, 300	305, 800
92	263, 600	306, 100
93	263, 900	306, 300
94		306, 600
95		307, 000
96		307, 400
97		307, 600
98		307, 900
99		308, 200
100		308, 600
101		308, 800
102		309, 100
103		309, 500
104		309, 800
105		310, 000
106		310, 300
107		310, 700
108		311, 000
109		311, 200
110		311, 600
111		312, 000
112		312, 300
113		312, 500
114		312, 900
115		313, 100
116		313, 500
117		313, 700
118		313, 900

119		314, 200
120		314, 400
121		314, 700
122		315, 000
123		315, 300
124		315, 600
125		315, 900

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づき所要の改正を行うため。

議案第 70 号

石川町営住宅等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町営住宅等条例の一部を改正する条例

石川町営住宅等条例（平成 9 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
（入居者の資格等） 第 5 条 町営住宅等に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。 （1） その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに定める金額を超えないこと。 ア 入居者又は同居者が（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者である場合 21 万 4 千円 （ア） 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる程度である者 a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度 b 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までの	（入居者の資格等） 第 5 条 町営住宅等に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。 （1） その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに定める金額を超えないこと。 ア 入居者又は同居者が（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者である場合 21 万 4 千円 （ア） 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる程度である者 a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度 b 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までの

現行	改正案
いずれかに該当する程度 c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度 (イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が同条第2項第3号で定める程度である者 (ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (エ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者 (オ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等 イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居する者がある場合はそのいずれもが60歳以上の者である場合 21万4千円 ウ 同居者に18歳未満の者がある場合 21万4千円 (追加) エ 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規	いずれかに該当する程度 c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度 (イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が同条第2項第3号で定める程度である者 (ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (エ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者 (オ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等 イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居する者がある場合はそのいずれもが60歳以上の者である場合 21万4千円 ウ 同居者に18歳未満の者がある場合 (入居者又は同居者が妊娠している場合を含む) 25万9千円 エ 夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものその他婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。）のみの世帯で、夫婦どちらかの年齢が40歳未満である場合 25万9千円 オ 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規

現行	改正案
定による国の補助に係る町営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に転貸するために借り上げる町営住宅に入居する者である場合 21万4千円 (当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円) オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 15万8千円 (2)～(5) (略)	定による国の補助に係る町営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に転貸するために借り上げる町営住宅に入居する者である場合 21万4千円 (当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円) カ アからオまでに掲げる場合以外の場合 15万8千円 (2)～(5) (略)
(追加)	<u>(子育て支援住宅に係る入居の決定等)</u> <u>第7条の2 町長は、子育て支援のための町営住宅としてあらかじめ指定した住宅（以下「子育て支援住宅」という。）については、前条第2項の規定にかかわらず、出生から18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者（以下「児童生徒等」という。）と現に同居し、又は同居しようとする入居申込者のうちから入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者に対して通知するものとする。この場合において、町長は、当該決定に、入居日から19年を超えない範囲内において、期限（以下「入居期限」という。）を付するものとする。</u> <u>2 前項の決定（以下「期限付入居決定」という。）は、入居期限（第4項の規定により延長された入居期限を含む。以下同じ。）の到来によってその効果を失う。</u> <u>3 町長は、期限付入居決定をしようとするときは、あらかじめ、入居申込者に対し、前項に定める事項について説明をしなければならない。</u> <u>4 町長は、第11条第1項の規定により新たに児童生徒等の同居を承認する場合その</u>

現行	改正案
(入居者の選考) 第8条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者_____のうちから行う。 (1)～(6) (略) 2・3 (略) 4 町長は、第1項各号に規定する者のうち、老人、心身障害者、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者又は18歳未満の子を3人以上扶養している者_____については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当てをした町営住宅_____に優先的に選考して入居させることができる。 (家賃の納付) 第16条 町長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日(第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日_____の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2～4 (略) (追加)	<u>他特に必要と認める場合は、入居期限を延長することができる。</u> <u>5 第3項の規定は、前項の規定により入居期限を延長する場合について準用する。</u> (入居者の選考) 第8条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者<u>(子育て支援住宅にあっては、前条第1項に規定する入居申込者に限る。)</u>のうちから行う。 (1)～(6) (略) 2・3 (略) 4 町長は、第1項各号に規定する者のうち、老人、心身障害者、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者、<u>18歳未満の子を3人以上扶養している者又は若者夫婦世帯</u>については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当てをした町営住宅<u>(子育て支援住宅を除く。)</u>に優先的に選考して入居させることができる。 (家賃の納付) 第16条 町長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日(第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日<u>(子育て支援住宅にあっては、入居期限。)</u>の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2～4 (略) <u>(子育て支援住宅の明渡し等)</u> <u>第41条の2 町長は、子育て支援住宅の入居者に対し、入居期限の1年前から6月前</u>

現行	改正案
	<u>までの間に、入居期限の到来により期限付入居決定の効力が失われる旨の通知をするものとする。</u> <u>2 前項の通知を受けた入居者（当該通知を受けた後に、第7条の2第4項の規定により入居期限を延長された者を除く。）は、入居期限までの間に当該子育て支援住宅を明け渡さなければならない。</u> <u>3 町長は、前項の入居者が同項の規定による明渡しをしない場合は、その者に対し、入居期限の翌日から当該子育て支援住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</u>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第41条の2の規定は、この条例の施行の日以前から引き続き子育て支援住宅に入居している者には適用しない。

提案理由

下泉団地の期限付入居（現入居世帯は除く）について「子育て支援住宅」として制度創設するため

議案第 7 1 号

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 3 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
（期末手当） 第 2 8 条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____ 1 0 0 分の 1 2 2 . 5 _____ を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 8 . 7 5」 _____ となる。 4 ～ 7 （略） （勤勉手当） 第 3 1 条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規程で定める支給割合を乗じて得た	（期末手当） 第 2 8 条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 8 . 7 5」、<u>「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 1 . 2 5」</u> となる。 4 ～ 7 （略） （勤勉手当） 第 3 1 条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規程で定める支給割合を乗じて得た

現行	改正案
額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に_____100分の100_____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の48.75_____を乗じて得た額の総額 3～6 (略)	額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の100</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の110</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の48.75</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～6 (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

(別 紙)

第2条 石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(期末手当) 第28条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の1</u>	(期末手当) 第28条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>

現行	改正案
<u>22. 5、12月に支給する場合において</u> <u>は100分の127. 5</u>を乗じて得た額 に、基準日以前6箇月以内の期間における 当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗 じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「<u>10</u> <u>0分の122. 5</u>」とあるのは「<u>100分</u> <u>の68. 75</u>」、「<u>100分の127.</u> <u>5</u>」とあるのは「<u>100分の71. 25</u>」 とする。 4～7 (略) (勤勉手当) 第31条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管 理者が規程で定める支給割合を乗じて得た 額とする。この場合において、次の各号に 掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総 額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超え てはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短 時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基 準日現在（退職し、又は死亡した職員に あつては、退職し、又は死亡した日現 在。次項及び附則第3項第3号において 同じ。）において受けるべき扶養手当の 月額合計額を加算した額に、<u>6月に支</u> <u>給する場合においては100分の10</u> <u>0、12月に支給する場合においては1</u> <u>00分の110</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短 時間勤務職員 当該定年前再任用短時間 勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支</u>	_____を乗じて得た額に、基 準日以前6箇月以内の期間における当該職 員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得 た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「<u>10</u> <u>0分の127. 5</u>」とあるのは「<u>100分</u> <u>の70</u>」 _____とす る。 4～7 (略) (勤勉手当) 第31条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管 理者が規程で定める支給割合を乗じて得た 額とする。この場合において、次の各号に 掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総 額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超え てはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短 時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基 準日現在（退職し、又は死亡した職員に あつては、退職し、又は死亡した日現 在。次項及び附則第3項第3号において 同じ。）において受けるべき扶養手当の 月額合計額を加算した額に<u>100分の</u> <u>105</u> _____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短 時間勤務職員 当該定年前再任用短時間 勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の</u>

別表第1（第4条関係）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	186,700	234,000	265,400	292,200	315,400	342,200
	2	187,800	235,500	266,400	294,100	317,200	344,200
	3	189,000	237,000	267,500	295,600	319,000	346,000
	4	190,100	238,400	268,600	297,000	320,700	347,900
	5	191,300	239,900	269,700	298,600	322,200	349,600
	6	193,100	241,400	270,700	300,300	323,800	351,400
	7	194,700	242,900	271,700	301,900	325,300	353,100
	8	196,300	244,400	272,800	303,100	326,700	354,800
	9	198,000	245,800	273,900	304,300	328,200	356,600
	10	200,100	247,200	274,900	305,800	330,000	358,300
	11	201,700	248,600	275,900	307,500	331,900	360,000
	12	203,300	250,000	276,900	309,000	333,600	361,600
	13	204,800	251,200	277,900	310,400	335,300	363,300
	14	206,400	252,400	279,100	311,700	337,000	365,000
	15	207,900	253,600	280,100	313,000	338,700	366,700
	16	209,500	254,800	281,400	314,200	340,500	368,500
	17	210,900	255,800	282,400	315,500	342,300	370,300
	18	212,600	256,900	283,800	317,200	344,100	372,100
	19	214,000	258,000	285,000	318,900	345,900	373,800
	20	215,800	259,100	286,200	320,600	347,600	375,500
	21	217,500	260,200	287,400	322,100	349,300	376,800
	22	219,100	261,200	288,800	323,700	350,900	378,500
	23	220,900	262,300	290,200	325,400	352,600	380,000
	24	222,800	263,200	291,500	327,000	354,100	381,600
	25	224,600	264,400	292,500	328,600	355,700	383,500
	26	226,200	265,600	293,600	330,300	357,500	385,500
	27	227,800	266,700	295,100	332,000	359,200	387,400
	28	229,100	267,700	296,500	333,800	360,900	389,300
	29	230,300	268,500	298,000	335,400	362,100	391,000
	30	230,800	269,400	299,000	337,200	363,600	392,800
	31	232,000	270,400	300,100	338,900	365,100	394,500
	32	233,200	271,300	301,400	340,500	366,600	396,300
	33	234,400	272,200	302,900	342,100	368,400	397,800
	34	235,600	273,200	304,200	344,000	370,200	399,200
	35	236,800	274,100	305,300	345,900	371,900	400,600
	36	237,600	274,900	306,400	347,500	373,800	402,000

37	238, 500	275, 500	307, 700	348, 700	375, 300	403, 600
38	239, 500	276, 100	309, 100	350, 400	376, 600	404, 800
39	240, 500	276, 800	310, 400	352, 100	377, 800	406, 100
40	241, 400	277, 500	311, 700	353, 800	379, 200	407, 200
41	242, 600	278, 300	313, 200	355, 700	380, 300	408, 100
42	243, 700	279, 200	314, 600	357, 500	381, 300	409, 300
43	244, 600	280, 100	316, 100	359, 400	382, 300	410, 400
44	245, 400	280, 800	317, 500	361, 100	383, 400	411, 500
45	246, 100	281, 400	318, 800	362, 700	384, 400	412, 300
46	246, 700	282, 200	320, 300	364, 200	385, 200	413, 000
47	247, 300	283, 100	321, 700	365, 600	386, 100	413, 700
48	248, 100	283, 800	322, 800	367, 000	386, 900	414, 300
49	249, 000	284, 500	324, 000	368, 400	387, 800	414, 900
50	249, 500	285, 400	325, 300	369, 300	388, 600	415, 500
51	250, 000	286, 100	326, 700	370, 200	389, 300	416, 100
52	250, 500	286, 900	328, 100	371, 200	390, 100	416, 700
53	251, 000	287, 700	329, 100	372, 200	390, 800	417, 100
54	251, 500	288, 400	330, 300	373, 300	391, 500	417, 300
55	252, 000	289, 200	331, 500	374, 400	392, 200	417, 600
56	252, 400	289, 800	332, 800	375, 300	392, 900	417, 900
57	252, 900	290, 700	334, 200	376, 200	393, 500	418, 100
58	253, 400	291, 400	335, 300	376, 900	394, 000	418, 500
59	253, 700	292, 300	336, 400	377, 600	394, 600	418, 800
60	254, 000	292, 700	337, 600	378, 200	395, 300	419, 000
61	254, 300	293, 300	338, 500	378, 500	395, 800	419, 200
62	254, 600	294, 000	339, 300	379, 100	396, 300	419, 400
63	254, 900	294, 600	340, 000	379, 800	396, 900	419, 700
64	255, 200	295, 500	340, 800	380, 500	397, 400	420, 000
65	255, 500	296, 200	341, 500	381, 000	397, 800	420, 200
66	255, 800	296, 700	341, 900	381, 700	398, 500	420, 500
67	256, 100	297, 300	342, 700	382, 400	399, 100	420, 700
68	256, 400	297, 700	343, 400	382, 900	399, 600	421, 000
69	256, 700	298, 100	344, 000	383, 400	399, 900	421, 300
70	257, 000	298, 600	344, 700	383, 900	400, 400	421, 600
71	257, 300	299, 200	345, 400	384, 400	401, 100	421, 900
72	257, 600	299, 900	346, 000	385, 000	401, 600	422, 100
73	257, 900	300, 500	346, 600	385, 500	401, 900	422, 300
74	258, 200	301, 000	347, 200	386, 100	402, 400	422, 500
75	258, 500	301, 400	347, 800	386, 800	402, 700	422, 800

76	258,800	301,700	348,300	387,400	403,100	423,000
77	259,100	301,900	348,600	387,900	403,400	423,200
78	259,400	302,300	349,100	388,400	403,700	423,700
79	259,700	302,700	349,600	389,000	404,000	424,200
80	260,000	302,900	350,000	389,500	404,200	424,700
81	260,300	303,100	350,400	390,000	404,400	425,100
82	260,600	303,400	350,900	390,600	404,800	425,400
83	260,900	303,600	351,400	391,000	405,100	426,000
84	261,200	303,800	351,900	391,400	405,300	426,700
85	261,500	304,100	352,300	391,800	405,500	427,200
86	261,800	304,400	352,700	392,300	406,100	427,500
87	262,100	304,700	353,100	392,700	406,800	428,100
88	262,400	305,000	353,500	393,000	407,500	428,800
89	262,700	305,200	353,800	393,500	407,900	429,200
90	263,000	305,500	354,300	394,100	408,400	
91	263,300	305,800	354,700	394,600	408,800	
92	263,600	306,100	355,100	395,000	409,400	
93	263,900	306,300	355,300	395,200	409,900	
94		306,600	355,700	395,500	410,400	
95		307,000	356,000	395,900	410,800	
96		307,400	356,400	396,300	411,400	
97		307,600	356,700	396,600	411,900	
98		307,900	357,000	397,100		
99		308,200	357,300	397,500		
100		308,600	357,700	397,900		
101		308,800	358,100	398,200		
102		309,100	358,500	398,700		
103		309,500	358,900	399,100		
104		309,800	359,200	399,500		
105		310,000	359,700	399,800		
106		310,300	360,100			
107		310,700	360,500			
108		311,000	360,900			
109		311,200	361,300			
110		311,600	361,600			
111		312,000	362,000			
112		312,300	362,300			
113		312,500	362,800			

	114		312,900				
	115		313,100				
	116		313,500				
	117		313,700				
	118		313,900				
	119		314,200				
	120		314,400				
	121		314,700				
	122		315,000				
	123		315,300				
	124		315,600				
	125		315,900				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		196,100	224,400	265,900	286,100	301,700	327,800

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づき所要の改正を行うため。

議案第 7 2 号

専決処分の承認を求めることについて
(令和 6 年度石川町一般会計補正予算―第 4 号)

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 7 3 号

令和 6 年度石川町一般会計補正予算 (第 5 号)

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 7 4 号

令和 6 年度石川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 7 5 号

令和 6 年度石川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 7 6 号

令和 6 年度石川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 7 7 号

令和 6 年度石川町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 7 8 号

令和 6 年度石川町水道事業会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 79 号

路線の町道認定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 5 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

路線の町道認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり
路線を町道認定するため、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点
町道 1215 号線	石川町字長久保 9 1 番 3 2 地 先	石川町字長久保 2 3 6 番 7 地 先
町道 1216 号線	石川町字長久保 1 5 番 6 地先	石川町字長久保 1 5 番 6 地先
町道 1217 号線	石川町字長久保 3 5 番 7 地先	石川町字長久保 3 0 0 番地先
町道 1218 号線	石川町字長久保 4 7 番 3 8 地 先	石川町字長久保 3 0 7 番 2 地 先
町道 1219 号線	石川町字長久保 4 7 番 3 8 地 先	石川町字長久保 4 7 番 3 9 地 先
町道 1220 号線	石川町字長久保 4 7 番 3 6 地 先	石川町字長久保 2 9 4 番 1 1 地先
町道 1221 号線	石川町字長久保 3 0 4 番 1 6 地先	石川町字長久保 4 7 番 7 地先
町道 1222 号線	石川町字長久保 3 0 4 番 1 2 地先	石川町字長久保 4 1 番 1 1 地 先
町道 1223 号線	石川町字長久保 4 7 番 1 6 地 先	石川町字長久保 4 7 番 3 地先
町道 1224 号線	石川町字長久保 4 7 番 1 1 地 先	石川町字長久保 4 7 番 1 4 地 先
町道 1225 号線	石川町字長久保 4 8 番 3 地先	石川町字長久保 4 7 番 2 5 地 先

町道 1 2 2 6 号線	石川町字長久保 4 7 番 8 地先	石川町字長久保 4 7 番 8 地先
町道 4 1 5 2 号線	石川町大字双里字谷津前 4 6 番 7 地先	石川町大字双里字谷津前 4 6 番 6 地先

提案理由

民間事業者により宅地造成された土地の主要道路が町に譲渡されたため。

